

第2次築上町男女共同参画推進基本計画（実施計画）実施状況報告書

報告書内の表示は、次のとおりです。

- | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ① | 総 | 務 | 課 | | |
| ② | 人 | 権 | 課 | | |
| ③ | 住 | 民 | 課 | | |
| ④ | 福 | 祉 | 課 | | |
| ⑤ | 企 | 画 | 振 | 興 | 課 |
| ⑥ | 都 | 市 | 政 | 策 | 課 |
| ⑦ | 学 | 校 | 教 | 育 | 課 |
| ⑧ | 生 | 涯 | 学 | 習 | 課 |
| ⑨ | 産 | 業 | 課 | | |

令和元年度

築上町 人権課

第2次築上町男女共同参画推進基本計画(実施計画)実施状況報告書

基本 本 本 方 目 針 標	事業内容等					令和元年度事業評価		
	施策の方向	具体的施策	基本計画に基づいた具体的事業		担当課		事業の取り組み状況	評価
			平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度		
基本目標 1 性別にかかわらず、お互いを尊重しあう社会の実現								
1. 性別にかかわらず、お互いを尊重しあうための意識づくり								
	男女共同参画推進のための広報・啓発活動の充実	○広報誌、ホームページを活用した男女共同参画の意識啓発を行います。 ○関係団体との共同により講演会・講座を開催します。	②広報紙、ホームページ等で、セミナーや講演会のお知らせと参加した研修会の報告を行う。 ②男女共同参画に関する講座を開催する。 ②男女共同参画ネットが主催する講座等の支援を行う。	②広報紙、ホームページ等で、セミナーや講演会を周知し、参加報告を行う。 ②男女共同参画ネットが主催する講座等の支援を行う。	②人権課	②人権課	②県や団体等が実施するセミナー、講演会を広報紙やHPでお知らせした。また、チラシを本庁、支所、人権センターに置き周知を行った。 ②男女共同参画ネットが主催する講座等の支援を行った。	②広報紙掲載や研修、講座の開催により、関心を持ってもらい、意識啓発に繋げていく必要がある。
	意識改革のための意識啓発	○家庭や地域、職場など、社会慣行等の是正を目指した意識啓発を行います。 ○男性の家庭や地域への参画を促す意識改革を働きかけます。 ○町職員の意識改革を進めます。	①積極的な啓発活動を行い研修会等への参加を推進する。 ②広報での啓発や男女共同参画週間及び女性に対する暴力をなくす運動期間に男女共同参画に関する啓発を行う。	①積極的な啓発活動を行い研修会等への参加を推進する。②広報での啓発や男女共同参画週間及び女性に対する暴力をなくす運動期間に男女共同参画に関する啓発を行う。	①総務課 ②人権課	①総務課 ②人権課	①研修案内があれば職員へ速やかに周知し、参加を呼びかけた。また、毎週水曜日のノー残業デー継続実施や年休取得推進を呼びかけ、家庭や地域への参画を促した。 ②啓発ティッシュ配布、町内企業へポスター掲示依頼、企業研修の案内チラシ配布、支所啓発コーナーで周知と懸垂幕の掲揚、のぼり旗を本庁、支所、椎田・築城人権センターに設置し周知啓発を行った。また、女性の働き方に関する記事を広報に連載した。	①研修の呼びかけやノー残業デーの実施はできたが家庭や地域への参画につながったかは不明。 ②町内企業等に啓発を行った。今後も継続が必要である。

第2次築上町男女共同参画推進基本計画(実施計画)実施状況報告書

基本 本 本 方 目 針 標	事業内容等				令和元年度事業評価			
	施策の方向	具体的施策	基本計画に基づいた具体的事業		担当課		事業の取り組み状況	評価
			平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度		
基本目標 1 性別にかかわらず、お互いを尊重しあう社会の実現								
2. 男女共同参画を推進する学習・教育の充実								
学校教育等 における男女 共同参画の 推進		○保育・幼児期における、男女共同参画の学習機会の充実を図ります。 ○学校教育における、男女共同参画の勉強・学習機会の拡充を図ります。 ○性別に関わらず、多様な生き方を可能にする指導の充実を図ります。 ○自立と協調性を育み、互いの個性を尊重し合える学習機会の充実を図ります。 ○多様な生き方を可能にするキャリア教育を行います。	④保育士を対象とした男女共同参画の視点を取り入れた教育に関する研修への参加を推進する。 ⑦各学校において道徳、家庭科、特活、総合的な学習の時間、人権教育、キャリア教育（職業意識）等、男女の協力の大切さや男女平等、男女の特性等、男女共同参画の視点を踏まえた授業実践を行う。 ⑦名簿や係分担等、授業以外のあらゆる学校生活の場においても男女の固定的な役割分担意識に基づく制度や慣行を改善し、意識啓発が図られるよう努める。 ⑦性別にかかわらず、自分の考え方、生き方に誇りと自信を持って自分の将来に明るい展望を持つことが出来るように、キャリア教育の推進を図る。 ⑧男女を問わず、自立と協調性を育むことを目的とした事業を実施。 ・通学合宿事業 ・海洋クラブ事業	④保育士を対象とした男女共同参画の視点を取り入れた教育に関する研修を推進する。 ⑦各学校において道徳、家庭科、特活、総合的な学習の時間、人権教育、キャリア教育（職業意識）等、男女の協力の大切さや男女平等、男女の特性等、男女共同参画の視点を踏まえた授業実践を行う。 ⑦名簿や係分担等、授業以外のあらゆる学校生活の場においても男女の固定的な役割分担意識に基づく制度や慣行を改善し、意識啓発が図られるよう努める。 ⑦性別にかかわらず、自分の考え方、生き方に誇りと自信を持って自分の将来に明るい展望を持つことが出来るように、キャリア教育の推進を図る。 ⑧男女を問わず、自立と協調性を育むことを目的とした事業を実施。 ・通学合宿事業 ・海洋クラブ事業	④福祉課 ⑦学校教育課 ⑧生涯学習課	④福祉課 ⑦学校教育課 ⑧生涯学習課	④全国人権教育研究会や男女共同参画ネット主催の講演会、福岡県・京築ブロック等で開催される保育士の研修、研究大会に積極的に参加し、男女共同参画の学習機会の充実に取り組んだ。研修後、参加者は、報告を行い、職員間での情報共有に努めた。 ⑦小中学校において各教科、道徳科、特活、総合的な学習の時間、人権教育等のあらゆる教育活動を通して男女の特性、男女平等など、男女が互いに信頼し合い、学び合い、協力し合って学校生活を送ろうとする態度の育成を図る授業等、取組を推進した。 ⑦名簿や係分担等、授業以外のあらゆる学校生活の場においても男女の固定的な役割分担意識に基づく制度や慣行を改善し、意識啓発を行った。 ⑦性別にかかわらず、自分の考え方、生き方に誇りと自信を持って自分の将来に明るい展望を持つことが出来るように、キャリア教育の推進を図った。 ⑧通学合宿事業は7校区で募集し、4会場（築城地区は3校区合同、小原・西角田校区は合同、葛城、椎田）で開催。参加者は、学年・男女を問わず、班編成され、食事準備・片付け、掃除、朝と夜の集いなど、一週間の集団生活を実施。 ⑧海洋クラブは、男女を問わず募集し、カヌーの訓練を行い、操作方法を習得し、福岡県B & G大会へ参加するなど、自立と強調性を育む体験活動を実施。	④研修会を通して男女共同参画意識の普及を行った。 ④職員が課題を持って主体的に学ぶと共に、他の職員と情報共有を行うことで、保育所（園）の活性化に繋がった。 ⑦達成できた。 ⑧達成できた。
	男女共同参画意識を高める社会教育等の推進	○男女共同参画に関する学習機会の充実を図ります。 ○生涯学習活動への参加を促進します。 ○自治会における人権啓発を推進します。 ○町職員の意識を向上する取組を実施します。	①人事異動について引き続き男女共同参画に配慮する。 ⑤平成24年度より各自治会に人権推進委員を1名任命してもらい、平成25年度より交付金算定基準に組み入れている。（※平成24年度については別途交付）⑧各種社会教育団体等の事務局として支援する。 ・子ども会行事 ・ジュニアリーダー行事 ・少年スポーツ振興協議会行事 ・町民大学講座	①研修案内があれば積極的に参加を呼びかける。 ⑧各種社会教育団体等の事務局として支援する。 ・子ども会行事 ・ジュニアリーダー行事 ・少年スポーツ振興協議会行事 ・町民大学講座	①総務課 ⑤企画振興課 ⑧生涯学習課	①総務課 ⑤企画振興課 ⑧生涯学習課	①研修案内があれば速やかに周知し、参加を呼びかけた。また、男女に偏りなく研修申込みがあった。 ⑤自治会長会総会・定例会等を通じ研修会等の情報提供を実施。 ⑧子ども会行事や会議に出席し、会議や運営に携わった。ジュニアリーダークラブ育成のための定例会や研修会を開催し、指導を行った。少年スポーツ振興協議会の会議や研修会に事務局として事業を実施した。町民大学において13の講座を開講した。	①男女偏りなく男女共同参画への意識が高まっていると思われる。引き続き参画への取組が必要である。⑤自治会長会に対して研修会等の情報提供及び参加の呼びかけ等を行うことで、社会教育の推進に協力できたと思われる。 ⑧達成できた。

第2次築上町男女共同参画推進基本計画(実施計画)実施状況報告書

基本 本 本 方 目 針 標	事業内容等				令和元年度事業評価			
	施策の方向	具体的施策	基本計画に基づいた具体的事業		担当課		事業の取り組み状況	評価
			平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度		
基本目標 2 仕事や家庭、地域で男女が支え合う社会の実現								
1. 仕事と家庭生活などの両立支援								
	ワーク・ライフ・バランスの推進	○ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及・啓発を行います。 ○育児・介護休業取得に向けた意識の向上を図ります。 ○男性の生活力アップによる自立を促進します。 ○家庭での男女共同参画推進に向けた意識啓発を行います。	①育児・介護休業取得に向けチラシの回覧、メール配信を行い啓発する。 ②働き方に関する記事や研修等の内容を広報又は、チラシ設置によりお知らせする。	①育児・介護休業取得予定者にわかりやすい精度のチラシを作成する。 ②男女共同参画の推進する。また、ワーク・ライフ・バランスについての取り組みを発信する。	①総務課 ②人権課	①総務課 ②人権課	①育児・介護休業取得予定者へ制度に関する資料を渡し、情報提供を行った。また、庁内グループウェアに制度に関するQ&Aを掲載し、適宜見直しを行い、最新の制度の周知に努めている。 ②町内の個人事業主の女性の働き方や家庭での状況等について広報に連載した。	①多様な制度を周知することで個々に合った様々な働き方の職員が増えた。職員自身のワークライフバランスの充実につながっている。引き続き制度周知が必要である。 ②築上町で居住し仕事をするうえでの働き方として、選択肢の一つになったと感じている。
	仕事と子育て・介護が両立できる環境の整備	○子育て・保育環境の充実を図ります。 ○家族介護者への支援と情報提供の充実を図ります。 ○職場における性別役割意識の解消に努めます。 ○育児・介護休業制度の設置及び取得促進に向けた事業主への啓発を行います。	②事業主へ介護休業制度の改正点や研修等の周知を行う。	①積極的な啓発活動を行い研修会等への参加を推進する。 ②育児・介護休業制度について研修等の周知を行う。	①総務課 ②人権課	①総務課 ②人権課	①研修案内があれば速やかに周知し、参加を呼びかけた。 ②町内の事業所へ各種制度や助成金に関するチラシを配布し周知を行った。	①職員本人だけでなく管理職の意識向上も重要である。管理職を対象とした研修があれば積極的に呼びかけを行う必要がある。 ②周知は行ったが、助成金申請実績等は確認できない。

第2次築上町男女共同参画推進基本計画(実施計画)実施状況報告書

基本 本 本 方 目 針 標	事業内容等				令和元年度事業評価			
	施策の方向	具体的施策	基本計画に基づいた具体的事業		担当課		事業の取り組み状況	評価
			平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度		
基本目標2 仕事や家庭、地域で男女が支え合う社会の実現								
1. 仕事と家庭生活などの両立支援								
	ワーク・ライフ・バランスの推進	○ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及・啓発を行います。 ○育児・介護休業取得に向けた意識の向上を図ります。 ○男性の生活力アップによる自立を促進します。 ○家庭での男女共同参画推進に向けた意識啓発を行います。	④保育サービスの需要に適切に対応し、保育サービスを充実させる。 ④児童館・子育て支援センター・学童保育事業を充実させる。 ④学童保育支援員の育成を図るため、各種セミナーやスキルアップ研修への参加を推進するとともに、療育指導の先生を招き、発達障害児等の研修を開催する。 ④子育てに関する相談支援体制を整備する。 ④子育てに関する情報提供を行う。 ④子育て支援センターが作成する情報誌「のびのびめ〜る」を利用して、子育ての情報交換を行う。 ④子育て中の親が集え、憩える場を作る。 ④子育てグループを支援する。 ④地域の子育てボランティアグループを作り、子育て中の親に参加してもらう。 ⑧築上町民大学の1講座として、「男の手料理教室」を継続開催する。	④保育サービスの需要に適切に対応し、保育サービスを充実させる。 ④児童館・子育て支援センター・学童保育事業を充実させる。 ④学童保育支援員の育成を図るため、各種セミナーやスキルアップ研修への参加を推進する。 ④子育てに関する相談支援体制を整備する。 ④子育てに関する情報提供を行う。 ④子育て支援センターが作成する情報誌「のびのびめ〜る」を利用して、子育ての情報交換を行う。 ④子育て中の親が集え、憩える場を作る。 ④子育てグループを支援する。 ④地域の子育てボランティアグループを作り、子育て中の親に参加してもらう。 ⑧築上町民大学の1講座として、「男の手料理教室」を継続開催する。	④福祉課 ⑧生涯学習課	④福祉課 ⑧生涯学習課	④一時預かり保育・延長保育・休日保育・病後児保育等、保育ニーズに対応した保育サービスの提供を行った。 ④第3子以降の児童に係る保育料及び副食費の無料事業を行い、保護者の経済的負担を軽減した。 ④児童館事業を実施し、児童の健全育成に従事した。 ④児童が放課後、安全で快適に過ごせるように放課後児童クラブ事業を実施した。また、支援員についても、研修会に積極的に参加した。 ④地域子育て支援拠点事業を町内2カ所で実施した。 ④児童館や子育て支援センターでイベントや教室・子どもフェスティバル(春・夏2回)を開催した。 ④子育てに関する相談や療育相談・療育支援を行った。 ④子育て支援センターが作成する情報誌「のびのびめ〜る」を月1回発行し、HPに掲載した。 ④子育て中の親子が集い、憩える場として、子育て広場等を提供し、子育てに関する情報交換を行う場作りを推進した。 ④子育てサークルの相談支援を行った。 ④福岡県が主催するファミリー・サポート・センター支援員養成講座の周知を行った。 ④ファミリー・サポート・センター支援員養成講座へ参加する方に対し、交通費等の補助を行うことで、支援員の育成に努めた。 ⑧「男の手料理教室」では、男性が毎日の食生活で実践できる家庭料理作りを講習した。(受講生11名)	④利用者ニーズに対応した様々な保育サービスの提供を行い、保護者の育児への精神的・経済的負担軽減を図ることができた。 ④児童館事業・放課後児童クラブ事業・子育て支援センター事業を実施し、子どもを安心して産み育てる環境作りを推進した。 ④各種相談を行い、子育てに関する悩みや不安の軽減に繋がった。 ⑧達成できた。
	仕事と子育て・介護が両立できる環境の整備	○子育て・保育環境の充実を図ります。 ○家族介護者への支援と情報提供の充実を図ります。 ○職場における性別役割意識の解消に努めます。 ○育児・介護休業制度の設置及び取得促進に向けた事業主への啓発を行います。	④家族介護者への支援と情報提供として「サポーター養成講座」「認知症介護相談会」「認知症ケアパス」「認知症初期集中支援チーム事業」を実施する。 ④認知症の人の家族を対象に「家族の集い」を行う。	④保育サービス・学童サービスの充実を図る。 ④広報紙やHPを通して子育てサービスの情報提供を行う。 ④家族介護者への支援として「サポーター養成講座」「認知症介護相談会」「認知症ケアパス」「認知症初期集中支援チーム事業」を実施する。 ④認知症の人の家族を対象に「家族の集い」を行う。	④福祉課	④福祉課	④一時預かり保育・延長保育・休日保育・病後児保育等、保育ニーズに対応した保育事業を行うとともに、町内4カ所で放課後児童クラブを実施した。 ④保育所や放課後児童クラブ入所案内、各種保育サービス等の事業内容を広報やHPに掲載した。 ④「サポーター養成講座」「認知症介護相談会」「認知症ケアパス」を認知症家族の支援のために活用した。「認知症初期集中支援チーム事業」は本年度利用者はいなかった。 ④認知症の人の家族を対象に「家族の集い」を3か月に1回定期で実施した。参加者は各回5名程度。	④保育や放課後児童クラブのサービスを提供し、より良い子育て環境を整備する。 ④各種子育て事業の情報を広報やHPに掲載する。 ④認知症家族に情報提供や医療受診・介護サービス利用等の支援を行い、家族の負担軽減が図れた。 ④少人数だが家族の集いを継続的に行ったことで、家族同士のつながりができた。

第2次築上町男女共同参画推進基本計画(実施計画)実施状況報告書

基本 基本 本方 目 針 標	事業内容等					令和元年度事業評価		
	施策の方向	具体的施策	基本計画に基づいた具体的事業		担当課		事業の取り組み状況	評価
			平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度		
基本目標 2 仕事や家庭、地域で男女が支え合う社会の実現								
2. 地域における男女共同参画の推進								
	地域活動における男女共同参画の促進	○男女共同参画に関する情報提供と周知を行います。 ○自治会等における地域活動に女性が参画した事例などの発信を行い女性の参画を促進します。 ○男女共同参画を推進する団体の活動を支援し、ネットワーク化を図ります。	②男女共同参画ネットの総会、講演会等の支援を行う。 ②男女共同参画に関する研修会を行う。 ②講演会やセミナー開催について広くお知らせする。 ⑤自治会への情報提供を推進していく。	②男女共同参画ネットの総会、講演会等の支援を行う。 ②広報紙等により、地域における女性の参画事例を発信する。 ②⑤講演会やセミナー開催について広報等を用い広くお知らせする。 ⑤自治会への情報提供を推進していく	②人権課 ⑤企画振興課	②人権課 ⑤企画振興課	②男女共同参画ネットの総会、講演会等の支援を行った。 ⑤自治会長会総会・定例会等を通じ研修会等の情報提供を実施。 ⑤広報・HP等を通じ情報提供を実施。	②目標に沿って取り組めた。 ⑤自治会長会幹事会・定例会や広報・HPを利用した講演会・セミナーの情報提供は男女共同参画の促進につながったと思われる。
	地域防災における男女共同参画の推進	○地域における防災活動への女性の参画を促進します。 ○女性の視点を取り入れた防災対策を推進します。	①防災会議に女性委員を1名追加具体的な事業なし。	①防災会議に女性参画を促す	①総務課	①総務課	①防災会議に1名の女性の参画ができ、女性の視点を取り入れた防災対策の体制が確立した。	①体制の確立ができた。

第2次築上町男女共同参画推進基本計画(実施計画)実施状況報告書

基本 基本 本 方針 目標	事業内容等					令和元年度事業評価		
	施策の方向	具体的施策	基本計画に基づいた具体的事業		担当課		事業の取り組み状況	評価
			平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度		
基本目標 2 仕事や家庭、地域で男女が支え合う社会の実現								
3. 政策・方針決定過程への女性の参画拡充								
	審議会等における女性登用についての啓発の推進	○男女平等の視点に立ったまちづくりを推進します。 ○町の審議会等における女性委員の比率向上を目指して啓発を行います。	②女性の意識変革を目指し、セミナー、講座への参加を促す。	②女性の意識変革を目指し、セミナー、講座への参加を促す。	②人権課	②人権課	②各種セミナーの周知を行い参加を促した。	②セミナー等の開催地が遠いため、近隣又は町内での開催が望ましい。
	管理職などへの登用推進	○女性職員における管理職への登用を推進します。 ○女性職員の職域拡大に向けた育成を行います。 ○町政への女性の積極的な参画を促進します。	①人事評価制度を早期に活用し、能力と適正に応じた職務配置に考慮する。	①女性職員のキャリアアップ研修等があれば積極的に周知する	①総務課	①総務課	①周知した結果、女性リーダーのマネジメントに関する研修に職員が参加した。	①女性職員のキャリアアップや意識向上につながった。研修があれば引き続き、積極的に周知する必要がある。

第2次築上町男女共同参画推進基本計画(実施計画)実施状況報告書

基本 本 方 針 標	事業内容等				令和元年度事業評価			
	施策の方向	具体的施策	基本計画に基づいた具体的事業		担当課		事業の取り組み状況	評価
			平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度		
基本目標3 一人ひとりが健やかに暮らせる社会の実現								
1. あらゆる暴力の根絶と被害者支援								
DV防止の周知・啓発	○DV根絶に向けた啓発を行います。 ○デートDV防止のための教育の充実を図ります。	②デートDVに関する取り組みを行う。 ②11月の女性に対する暴力をなくす運動期間での啓発を行う。 ⑦将来、DVの加害者とならないようにするため、道徳・人権教育において「他者を認め、尊重しようとする態度」「相手を思いやる心」を育てると共に自己に対する肯定感や自尊感情を育てる教育の推進を図る。	②デートDVに関する取り組みを行う。 ②11月の女性に対する暴力をなくす運動期間での啓発を行う。 ⑦将来、DVの加害者とならないようにするため、道徳・人権教育において「他者を認め、尊重しようとする態度」「相手を思いやる心」を育てると共に自己に対する肯定感や自尊感情を育てる教育の推進を図る。	②人権課 ⑦学校教育課	②人権課 ⑦学校教育課	②人権擁護委員が行う中学3年生対象のデートDV講座に参加し中学生と一緒に考えた。今年度デートDV冊子を作成した。 ②11月の女性に対する暴力をなくす運動期間では、広報誌1ページをパープルを基調とし広報を行った。支所1階にツリーを設置しパープルリボン運動を行った。 ⑦将来、DVの加害者・被害者とならないようにするため、道徳・人権教育及び、ゲストティーチャーによる講演において「他者を認め、尊重しようとする態度」「相手を思いやる心」を育てると共に自己に対する肯定感や自尊感情を育てる教育を推進した。	②計画通り実施できた。 ⑦概ね達成できた。	
DV被害者の安全確保の強化及び被害者の自立支援	○相談機関の周知・啓発を行います。 ○DV被害者の安全確保に向けた関係機関との連携を強化します。 ○相談員の資質向上を推進します。 ○DV被害者へのケアの充実を図ります。 ○被害者の自立に向けた支援を行います。 ○被害者情報の保護を徹底します。	②相談機関の周知、被害者保護に努める。 ③届書提出時に、記載事項証明書の請求があった場合、住所を知られないようにするための申込書があることを知らせる。 ③住民基本台帳の閲覧簿から支援対象者にかかる部分を抹消する。 ③支援対象者の住民票と戸籍の附票の発行をロックする。 ③DV被害者からの相談があった場合、被害者情報保護を徹底しながら関係機関と連携し、必要なケアを提供する。また、子どもに関する乳幼児健診・予防接種等必要な支援についても同様に対応する。 ④相談に応じて随時対応する。 ④保育所・児童相談所等関係機関と連携を持ち、情報を共有するとともに連絡調整を行う。 ④高齢者虐待に関して介護関係者や住民向けに周知・啓発を行う。 ④高齢者虐待の通報を受けた後は早急に事実確認を行い、関係機関と協力し被害者の安全確保を行う。 ⑥特に遠距離ストーカー被害及び遠距離DV被害者、また母子世帯について、関係機関と連携を図りながら町営住宅等の入居支援に努めたい。 ⑦各学校でDV被害者の児童生徒の就学・転学についてSSW、SC等を活用しケアの充実が図られるよう努める。また、児童生徒からの情報、家庭訪問、懇談等によりDV被害の実態を把握した際は、関係各課及び関係機関に情報提供し連携して対応。	②相談機関の周知と関係機関との連携を強化する。 ③届書提出時に、記載事項証明書の請求があった場合、住所を知られないようにするための申込書があることを知らせる。 ③住民基本台帳の閲覧簿から支援対象者にかかる部分を抹消する。 ③支援対象者の住民票と戸籍の附票の発行をロックする。 ③DV被害者からの相談があった場合、被害者情報の保護を徹底しながら関係機関と連携し必要なケアを提供していく。子どもに関する乳幼児健診・予防接種等必要な支援についても同様に対応する。 ④相談に応じて随時対応する。 ④保育所・児童相談所等関係機関と連携を持ち、情報を共有するとともに連絡調整を行う。 ④高齢者虐待に関して介護関係者や住民向けに周知・啓発を行う。 ④高齢者虐待の通報を受けた後は早急に事実確認を行い、関係機関と協力し被害者の安全確保を行う。 ⑥特に遠距離ストーカー被害及び遠距離DV被害者、また母子世帯について、関係機関と連携を図りながら町営住宅等の入居支援に努めたい。 ⑦各学校でDV被害者の児童生徒の就学・転学についてSSW、SC等を活用しケアの充実が図られるよう努める。児童生徒からの情報、家庭訪問、懇談等でDV被害の実態を把握した際は関係各課及び関係機関に情報提供し連携して対応する。	②人権課 ③住民課 ④福祉課 ⑥都市政策課 ⑦学校教育課	②人権課 ③住民課 ④福祉課 ⑥都市政策課 ⑦学校教育課	②本庁、支所、出先機関などに相談先を表示したカードを設置。その他広報やHPでも周知を図った。 ③今年度は明らかなDV被害者への支援の機会はなかったが、各種保健事業を通じて対象者がいれば細心の注意を払い対応している。特に母子保健事業では、子育て環境の視点で家庭状況や家族間の関係性もなるべく把握し、状況に応じて関係機関と連携し支援強化を図っている。 ③DV相談による住民票等の発行ロックについては、警察署等へ問い合わせを行い、必要と認められた場合設定を行っている。 ③DVの支援措置は細心の注意を払い、様々なことを想定しながら他市町との連絡を密にし事務を行っている。今年度は、新たに3名の支援を行っている。 ④相談等に応じて保育所・児童相談所等関係機関と連携し随時対応するとともに、情報共有を行った。 ④要保護児童担当者会議を年4回開催し各種関係機関(行政・保健師・児童相談所・SSW・子ども支援オフィス)と情報共有をするともに、連絡調整、個別ケース管理を実施。また、転出する要保護児童においてはケース移管を行った。 ④要保護児童対策地域協議会を開催し、各種関係機関と連絡調整を行いながら対応を推進した。 ④高齢者虐待についての周知・啓発は行っていない。 ④高齢者虐待疑いの通報を受けて事実確認を行った。その後関係者を交えてケース会議を行い養護者と被虐待者への支援を行った。 ⑥今年度はDV被害による母子世帯の町営住宅入居相談案件が1件あり、救済に向けて聞き取り及び必要な手続きを進めたが、相談者事情により取下げの連絡があったため、入居までは至らなかった。 ⑦各学校に於いてDV被害者の児童生徒の就学、転学について、SSW、SC等を活用し、十分な情報共有を行い、また、関係教育委員会と連携し、ケアの充実が図られるよう努めた。 ⑦児童生徒からの情報および家庭訪問、懇談等によりDV被害の実態を把握した際には、関係各課および関係機関に情報提供を行い、連携して対応を行った。	②今後も継続して取り組みが必要である。 ③達成している。今後も継続が必要。 ③研修に参加し、他市町での事例等を知ることができ、日々の業務に活かしている。今後も継続して、最善の注意を払い、支援対象者に危険が無いよう業務を遂行していく必要がある。 ④相談内容に応じて各種関係機関と連携を図りながら対応を行い、相談者の精神的負担感軽減に繋がった。 ④高齢者虐待への対応は個性が大きいので、対象者に合わせたものになうその都度慎重に取り組んでいる。このような経験を積み重ねることで、さらに適切な対応ができるようにしたいと思う。 ⑥今後も引き続き取り組みを行っていく。 ⑦達成できた。	
ハラスメント等の防止対策	○町民に対するハラスメント防止について意識啓発を行います。 ○起業・事業所等におけるハラスメント防止対策を推進します。 ○町職員におけるハラスメント防止対策を推進します。	①引き続き、性別に関係なく役割分担し、実行できるように啓発する。 ②事業所等に研修会等の周知を行う。	①引き続き、性別に関係なく役割分担し、実行できるように啓発する。 ②広報紙等によりハラスメント防止につながるよう啓発を行う。	①総務課 ②人権課	①総務課 ②人権課	①組織内では特に啓発できていない。市町村職員研修所の階層別研修で受講職員はハラスメントについて学んでいる。 ②ハラスメント防止研修会の周知を行った。	①組織内では特に啓発できていない。市町村職員研修所の階層別研修で受講職員はハラスメントについて学んでいる。 ②事業所等への研修会の周知は出来た。	

第2次築上町男女共同参画推進基本計画(実施計画)実施状況報告書

基本 基本 本 方 目 針 標	事業内容等				令和元年度事業評価			
	施策の方向	具体的施策	基本計画に基づいた具体的事業		担当課		事業の取り組み状況	評価
			平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度		
基本目標3 一人ひとりが健やかに暮らせる社会の実現								
2. 人権課題を抱える人々への支援の充実								
	ひとり親家庭等への支援	○経済的自立と生活の安定を図るための包括的な支援を行います。 ○各種手当・給付金等の支援制度の周知を行います。 ○総合的な相談窓口の設置を行います。 ○ひとり親家庭の子どもの均等な学習機会の確保を図ります。 ○生活困窮者の自立に向けた支援を行います。	③福岡県ひとり親家庭等医療費支給制度など公費医療の紹介を行う。 ③ひとり親に限らず、該当者からの相談があった場合や支援が必要と判断した場合は、関係機関と連携し、必要なサービスへ繋げるなどの支援に努める。 ④ひとり親家庭の手当等の情報提供を行う。 ④ひとり親家庭の手当や就労に関するリーフレットを配布する。 ④相談業務を推進する。 ④経済的支援における事務処理を行う。	③福岡県ひとり親家庭等医療費支給制度など公費医療の紹介を行う。 ③ひとり親に限らず、該当者からの相談があった場合や支援が必要と判断した場合は、関係機関と連携し、必要なサービスへ繋げるなどの支援に努める。 ④ひとり親家庭の手当等の情報提供を行う。 ④ひとり親家庭の手当や就労に関するリーフレットを配布する。 ④相談業務を推進する。 ④経済的支援における事務処理を行う。	③住民課 ④福祉課	③住民課 ④福祉課	③該当者が住民課窓口に各種届出のため、来庁されたときは、福祉課等と連携を図り、公費医療の紹介を行っている。 ③必要に応じて、関係機関と連携を図り、サービスにつなげるようにしている。 ④ひとり親家庭の手当て等に関する相談に随時対応した。 ④ひとり親家庭の手当や就労に関するリーフレットを配布し、情報提供を行った。 ④ひとり親家庭を対象とした各種職業訓練や相談会に関する情報を広報に掲載した。 ④経済的支援における事務処理を行った。	③達成している。今後も7継続が必要である。 ④ひとり親家庭の生活の安定を図るため、相談業務や情報提供等を行い、支援に努めた。
	子ども、高齢者、障がい者、外国人、同和地区出身者、性的少数者等が安心して暮らせる社会づくり	○子どもの人権を尊重する啓発を推進します。 ○高齢者の権利擁護と社会参加を促進します。 ○障がい者の権利擁護と社会参加を促進します。 ○在留外国人への支援と国際理解の啓発を推進します。 ○同和地区出身者の人権を尊重する啓発と教育を推進します。 ○性的少数者等の人権を尊重する啓発を推進します。	②様々な人権課題に直面した人々への人権を尊重する啓発を行います。 ③思春期保健教室では、学校養護教諭と連携し、性的少数者（LGBT）の理解を深められるよう教育を行っていく。 ④ホームページに障がいのある人が利用できる福祉サービス等の内容や申請書の様式といった情報を掲載し、サービスの活用を促進する。 ④高齢者の権利擁護と社会参加の促進として、地域包括支援係で作成した虐待防止リーフレットを窓口に備え、介護事業者や住民等に配布するなど周知を行う。 また、成年後見制度に関する相談窓口として判断能力を欠く状況にある人への支援等を行う。 ⑤広報紙等での啓発により、国際化への理解を深める取り組みを行う。	②あらゆる人権問題についての啓発を行う。 ③思春期保健教室では、小学校の養護教諭と連携し、性的少数者（LGBTQ）の理解を深められるよう教育を行っていく。 ③医療ケア児や極小未熟児等、地域で生活していく上で支援が必要な児においては、退院前から医療機関及び関係機関と連携し、支援体制の調整や保護者等への相談支援を行っていく。 ③外国人妊婦に対しては、母国語の母子手帳を発行し、丁寧に説明する等に対応する（英語・中国・タイ・ハングル）。 ④ホームページに、障がい者が利用できる福祉サービス等の内容や申請書の様式といった情報を掲載し、サービスの活用を促進する。 ④成年後見制度のリーフレットを介護事業者や住民等に配布するなどして周知する。また成年後見制度に関する相談窓口として判断能力を欠く状況にある人への支援等を行う。 ⑤広報紙等での啓発や、国際交流員等を活用した国際化への理解を深める取り組みを行う。	②人権課 ③住民課 ④福祉課 ⑤企画振興課	②人権課 ③住民課 ④福祉課 ⑤企画振興課	②7月の同和問題啓発強調月間の取り組みとして、奥田均近畿大学特任教授を招き、講演会を実施。部落差別解消推進法を広く町民に周知した。358人の来場があり、人権意識が高まったとのアンケート結果もあった。この他、街頭啓発を実施。12月人権週間の取り組みでは、人権作品表彰式、パラリンピック走り高跳びの鈴木徹選手と福岡市障がい者スポーツセンター小手川館長を講師に招き講演会実施した。320人の来場があった。 ③今年度も思春期保健教室にて性的少数者（LGBTQ）の当事者を講師に開催。（小学校6年生対象）教室開催後、子どもたちの感想文では理解をし、今後社会で生きていくときの力になっていくのではと感じた。 ③子ども全員が支援の対象であるが、特に生きづらさを感じやすい医療的ケア児や極小未熟児、保護者が障がい者の場合等の家族支援においては、現在もより丁寧に支援している。（庁内関係課、医療機関、幼保育園や学校、児童相談所、訪問看護ST、相談支援員、民生委員等） ③外国人の妊婦に対しては、母国語の母子手帳を準備しているが、今年度は発行する機会がなかった。 ④障がい者が利用できる福祉サービスをホームページに掲載し、以前よりわかりやすいよう内容を変更した。 ④ケア会議等で介護事業者にリーフレットを用いて周知を行った。窓口に相談に見えた方には、リーフレットを渡し、手続き方法など説明を行っている。 ⑤国際交流員を採用し、異文化への理解を深めるイベントを開催。	②様々な人権課題に対する理解につながる様、継続して啓発が必要である。 ③達成。思春期保健教室事業の在り方については、学校側とも今後検討していく。 ③達成。今後も必要時には支援を継続していく。 ③達成。今後も必要時には対応していく。 ④障がい者の福祉サービスの周知を行うことで、サービスを利用し、社会参加する機会が増えてきている。 ④成年後見制度の周知を行いつつ、相談者の支援に努めた。 ⑤本年度途中から国際交流員を採用し、イベント等を通じた文化交流を実施し異文化への理解を深めるきっかけとなったと思われる。

第2次築上町男女共同参画推進基本計画(実施計画)実施状況報告書

基本 本 本 方 目 針 標	事業内容等				令和元年度事業評価			
	施策の方向	具体的施策	基本計画に基づいた具体的事業		担当課		事業の取り組み状況	評価
			平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度		
基本目標3 一人ひとりが健やかに暮らせる社会の実現								
2. 人権課題を抱える人々への支援の充実								
	ひとり親家庭等への支援	○経済的自立と生活の安定を図るための包括的な支援を行います。 ○各種手当・給付金等の支援制度の周知を行います。 ○総合的な相談窓口の設置を行います。 ○ひとり親家庭の子どもの均等な学習機会の確保を図ります。 ○生活困窮者の自立に向けた支援を行います。	⑦小学校4年生、中学校3年生を対象に受講料を無料とした築上塾（土曜講座）を開設し、生活困窮家庭にも学習機会の確保を図る。	⑦小学校4年生、中学校3年生を対象に受講料を無料とした築上塾（土曜講座）を開設し、生活困窮家庭にも学習機会の確保を図る	⑦学校教育課	⑦学校教育課	⑦小学校4年生、中学校3年生を対象に受講料を無料とした築上塾（土曜講座）を開設し、生活困窮家庭にも学習機会の確保を図った。受講者数 小学校 56名、中学校 84名 ⑦準要保護世帯に対し、必要な時に速やかに支援を行うため、「新入学児童生徒学用品費」の入学前支給を行った。対象者 小学校 14名、中学校 5名	⑦達成できた。
	子ども、高齢者、障害者、外国人、同和地区出身者、性的少数者等が安心して暮らせる社会づくり	○子どもの人権を尊重する啓発を推進します。 ○高齢者の権利擁護と社会参加を促進します。 ○障害者の権利擁護と社会参加を促進します。 ○在留外国人への支援と国際理解の啓発を推進します。 ○同和地区出身者の人権を尊重する啓発と教育を推進します。 ○性的少数者等の人権を尊重する啓発を推進します。	⑦各学校において、同和問題をはじめとする個別の人権課題に対する認識を深め、人権が尊重される授業づくりに努める。特に新たな人権課題として多様な性「LGBTQ」についての認識を深める取組を推進する。また、取組の内容を構内実践交流会において職員間で交流する。 ⑦各学校校長及び児童生徒、支援加配教員を対象とした研修会を実施し、町内における人権課題解決に向けた取組を推進する。 ⑧障がい者スポーツ事業の取り組みを推進する。 ⑧オリンピックキャンプを活用した外国人との異文化交流を推進する。	⑦各学校において、同和問題をはじめとする個別の人権課題に対する認識を深め、人権が尊重される授業づくりに努める。特に新たな人権課題として多様な性「LGBTQ」についての認識を深める取組を推進する。また、取組の内容を構内実践交流会において職員間で交流する。 ⑦各学校校長及び児童生徒、支援加配教員を対象とした研修会を実施し、町内における人権課題解決に向けた取組を推進する。 ⑧車イスバスケット体験教室 ⑧障がい者マリンスポーツ体験 ⑧障がい者水泳教室 ⑧オリンピックキャンプ受入 ⑧パラリンピック選手交流	⑦学校教育課 ⑧生涯学習課	⑦学校教育課 ⑧生涯学習課	⑦各学校において、同和問題をはじめとする個別の人権課題に対する認識を深め、人権が尊重される授業づくりに努めた。特に新たな人権課題として多様な性「LGBTQ」についての認識を深める取組を推進し、取組の内容を校内実践交流会において職員間で共有した。 ⑦各学校校長および児童生徒支援加配教員を対象とした研修会を実施し、町内における人権課題解決に向けた取組推進を図った。 ⑧車イスバスケットボール体験教室を椎田中学校及び築城中学校で実施。 ⑧障がい者マリンスポーツ体験を1回実施。 ⑧障がい者水泳教室を1回（延べ4日間）実施。 ⑧オリンピック事前キャンプの受入を実施（練習相手は、築上西高等学校レスリング及び築上クラブ部ほか）。参加選手とボランティア、ホストファミリー、小学校（下城井、八津田、築城、葛城）、築城特別支援学校、ジュニアリーダークラブ員との国際交流をすることができた。 ⑧パラリンピック事前キャンプの受入を実施し、参加選手と築城小学校、築城特別支援学校での交流を実施。	⑦概ね達成できた。 ⑧達成できた。

第2次築上町男女共同参画推進基本計画(実施計画)実施状況報告書

基本 本 本 方 目 針 標	事業内容等					令和元年度事業評価		
	施策の方向	具体的施策	基本計画に基づいた具体的事業		担当課		事業の取り組み状況	評価
			平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度		
基本目標3 一人ひとりが健やかに暮らせる社会の実現								
3. 性の尊重と生涯を通じた健康支援								
	生涯を通じた心とからだの健康づくり	○安心・安全な妊娠・出産の確保に向けた啓発を行います。 ○子どもの発達段階に応じた過程における男女共同参画の教育を推進します。 ○各種健康診断の受診勧奨に取り組みます。 ○健康サロンへの参加を促進します。 ○健康情報の提供を充実します。 ○心の健康づくりを推進します。 ○スポーツ活動を推進します。	③地区担当保健師による継続的な相談や保健指導等の実施。（母子手帳交付、妊婦赤ちゃん訪問、乳幼児健診等） ③乳幼児健診・特定健診・がん検診等、広報・HP・個人通知等を通じて対象者に受診勧奨を実施。 ③定期予防接種（子ども・高齢者）の実施。 ③子どもインフルエンザ接種（任意接種）費用の一部公費助成。 ③生活保護者の高齢者インフルエンザ、肺炎球菌予防接種の自己負担額の全額公費助成。 ③がん検診等で、町県民税非課税世帯及び生活保護世帯の方は、事前申請により全額公費負担。 ③健康サロン未実施地区への働きかけと、既実施地区での参加者増への働きかけ。 ③福祉課・包括支援センター等と連携し、地域包括ケア体制の推進に努める。 ③健康情報の提供：広報紙、HP、無線放送、ポスター、チラシ、場合によっては個別通知。 ③相談者には、随時必要な情報提供に努める。 ③心の健康相談事業（第1水曜日午後）	③築上町民の健康課題を抽出し、重要視する健康課題を優先的に解決するための施策を示した、データヘルス計画、第3期特定健診等計画、健康増進計画に基づき、保健事業を展開する（全てのライフステージにおいて、生活習慣病の発症予防及び重症化予防を視点に事業を展開） ③地区担当保健師による継続的な保健指導等の実施（赤ちゃん～成人まで）。 ③乳幼児健診、特定健診、がん検診等、健康づくり及び予防事業の実施においては、広報、HP、個人通知等必要に応じて受診勧奨を実施。 ③定期予防接種の実施（子ども・高齢者） ③子どもインフルエンザ予防接種（任意接種）費用の一部助成。 ③生活保護者の高齢者インフルエンザ、肺炎球菌予防接種の自己負担額の公費助成。 ③生活保護世帯、町県民税非課税世帯は、事前申請にて、がん検診等自己負担の免除（公費助成） ③ふれあい健康サロンの実施、未開設地区や不参加者への働きかけ。 ③健康情報の提供 ③相談者には、随時必要な情報提供や支援に努める。 ③心の相談事業の実施。	③住民課	③住民課	③築上町データヘルス計画、築上町第3期特定健診等計画に次いで、今年度は町民全員を対象にして「築上町健康増進計画（健康ちくしょう21）」を策定し、これらをもとに保健事業を展開。また、築上町健康増進計画の概要版を作成し、2月広報に折込みで周知（HPにも掲載）。今後も各保健事業を通じて「子どものころから始まる寝たきり予防」の視点をもって取り組み、PDCAサイクルを回しながらより良い保健事業を展開する。 ③保健師だけでなく管理栄養士も地区担当制をとり、協力しながら、町民の健康づくり事業を実施。乳幼児（母子保健）では全員に対応できているが、生活習慣病予防、重症化予防事業については、支援が必要な方全員には関わっていない状況であるため、今後は更に継続・強化していく。 ③健康づくりに関する周知は、随時、広報やHP等を活用し行っている。また今年度は、健康増進計画を策定したため、町民各々が健康づくりの意識を高められるよう、各ライフステージに合わせた健康づくりの問いかけ（記事）を掲載している。子どもの成長発達を促すための学びのツールとして、乳児全戸訪問事業（生後2ヵ月児の赤ちゃん訪問）時に「子どもノート」を配布。保護者の疑問や不安を解消の手助けとなれば幸いと考えている。また「子どもノート」は乳幼児健診にも持参してもらい、随時活用している。 ③定期予防接種（A類疾病）は自己負担なく実施。B類疾病分（高齢者肺炎球菌・高齢者インフル）は自己負担1000～2000円で、子どもインフルは上限3000円まで公費負担している（生活保護者は自己負担なし）。暖冬のためか、今のところ大きな流行はない。 ③総合健診においても、生活保護世帯及び町県民税非課税世帯は、申請にて自己負担免除としている。 ③その他健康相談は随時実施、心の健康相談は実施しているが、利用者が少ない。	③達成。 ③ほぼ達成。 ③達成。 ③達成。 ③達成。 ③利用者が少ないが、効果的である。
	発達段階に応じた性と健康についての意識の醸成	○性の尊重についての普及・啓発を行います。 ○性の尊重に関する教育を推進します。 ○エイズ・性感染症対策を推進します。	②デートDVやJKビジネス問題等の啓発を行う。 ②LGBTの理解と認識を深める取組を行う。	②デートDVやJKビジネス問題等の啓発を行う。 ②LGBTの理解と認識を深める取組を行う。	②人権課	②人権課	②デートDVやJKビジネス問題等について広報誌やHPに掲載した。今年度作成した、デートDV啓発冊子の中にJKビジネス問題も掲載した。 ②昨年に引き続きLGBTを含む人権に関する書籍を、町内小中学校10校の児童・生徒の理解が深まることを目的に配布した。	②築上町では、デートDV、JKビジネス問題に関する相談はなかったが、決して都会だけの問題ではないことを前提に今後も啓発が必要である。 ②思春期保健教室や学校においてもLGBTに関する取り組みが行われており、今後も連携を図り、取り組みが必要である。

第2次築上町男女共同参画推進基本計画(実施計画)実施状況報告書

基本 本 本 方 目 針 標	事業内容等				令和元年度事業評価			
	施策の方向	具体的施策	基本計画に基づいた具体的事業		担当課		事業の取り組み状況	評価
			平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度		
基本目標3 一人ひとりが健やかに暮らせる社会の実現								
3. 性の尊重と生涯を通じた健康支援								
生涯を通じた心とからだの健康づくり	○安心・安全な妊娠・出産の確保に向けた啓発を行います ○子どもの発達段階に応じた過程における男女共同参画の教育を推進します。 ○各種健康診断の受診勧奨に取り組みます。 ○健康サロンへの参加を促進します。 ○健康情報の提供を充実します。 ○心の健康づくりを推進します。 ○スポーツ活動を推進します。	④児童館・子育て支援センター・学童保育事業の充実を図る。 ④住民主体の地域包括ケア体制の推進に努める。 ④認知症への理解のための普及啓発に努める。 ⑧スポーツフェスティバルの継続開催。 ⑧少年少女水泳教室・親子水泳教室の継続開催。 ⑧健康向上教室の開催⑧少年スポーツ教室を開催。	④児童館・子育て支援センター・学童保育事業の充実を図る。 ④住民主体の地域包括ケア体制を図るため、住民参加の場に出向き情報発信や意見交換をする。 ④認知症への理解を深めるため認知症サポーター養成講座を行いサポーター数を増やす。 ⑧スポーツフェスティバルの継続開催。 ⑧少年少女水泳教室・親子水泳教室の継続開催。 ⑧健康向上教室の継続開催。 ⑧少年スポーツ教室を継続開催	④福祉課 ⑧生涯学習課	④福祉課 ⑧生涯学習課	④児童館事業を実施し、児童の健全育成に従事した。 ④児童が安全に過ごせるように放課後児童クラブ事業を実施した。 ④放課後児童クラブ指導員の研修に積極的に参加した。 ④児童館運営審議会を開催した。 ④地域子育て支援拠点事業を町内2カ所で実施した。 ④児童館や子育て支援センターでイベントや教室・子どもフェスティバルを夏に開催した。（春は中止） ④子育て支援センターが作成する情報誌「のびのびめ〜る」を月1回発行し、HPに掲載した。 ④子育て中の親子が集い、憩える場として、子育て広場等を提供し、子育てに関する情報交換を行う場作りを推進した。 ④ふれあい健康サロンや介護保険保険証交付の場で、地域包括ケアについての周知した。 ④認知症サポーター養成講座を6回行い、100名程度のサポーターが誕生した。現在のサポーター数は約600名程。 ⑧スポーツフェスティバルとして、自治会対抗グランドゴルフ大会、グランドゴルフ大会（個人戦）、ミニオリンピック、パークゴルフ大会、パークゴルフ体験、ポッチャ体験を実施。 ⑧少年少女水泳教室（低学年・高学年）を各1回（延べ4日）を実施。 ⑧少年スポーツ教室あとしてバスケットボール教室を実施。	④児童館事業・放課後児童クラブ事業・子育て支援センター事業の実施を通して、子育てに関する情報交換を行う場作りを推進するとともに子ども達の安全・安心な居場所を確保することができた。 ④児童館運営審議会を開催し、意見交換を行い、環境作りに努めた。 ④地域包括ケアの周知は少人数の住民の集まりの場で行えた。 ④新たに認知症サポーターが100名程養成できた。 ④その他に認知症への理解を深めるための映画上映会を行い、今後の取り組みについて住民からの意見を得ることができた。 ⑧概ね達成できた。	
発達段階に応じた性と健康についての意識の醸成	○性の尊重についての普及・啓発を行います。 ○性の尊重に関する教育を推進します。 ○エイズ・性感染症対策を推進します。	⑦各学校において性教育についての年間指導計画を作成し、養護教諭及び校外からのゲストティーチャーと担任とのTT学習等を通して学習内容の充実を図る。また、保護者参観において授業公開、学校・学級通信、保健だより等により保護者への啓発を図る。	⑦各学校において性教育についての年間指導計画を作成し、養護教諭及び校外からのゲストティーチャーと担任とのTT学習等を通して学習内容の充実を図る。また、保護者参観において授業公開、学校・学級通信、保健だより等により保護者への啓発を図る。	⑦学校教育課	⑦学校教育課	⑦各学校において性教育についての年間指導計画を作成し、養護教諭および校外からのゲストティーチャーと担任とのTT学習等をおして学習内容の充実を図った。 ⑦保護者参観において授業公開および学校・学級通信、保健だより等により保護者への啓発を図った。	⑦概ね達成できた。	

第2次築上町男女共同参画推進基本計画(実施計画)実施状況報告書

基本 本 方 目 針 標	事業内容等					令和元年度事業評価		
	施策の方向	具体的施策	基本計画に基づいた具体的事業		担当課		事業の取り組み状況	評価
			平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度		
基本目標 4 多くの分野で女性が輝ける社会の実現								
1. 女性が輝ける職場づくり								
	均等な雇用 及び待遇の 確保	○職場における男女格差是正に向けた啓発を行います。 ○職場における育児・介護休業制度の普及・啓発を行います。 ○ハラスメント防止対策を推進します。 ○町職員における男女共同参画意識向上に向けた普及・啓発を行います。	①引き続き、性別に関係なく役割分担し、実行できるように啓発する。 ②男女共同参画意識向上に取り組む。 ⑨経営、その他方針の立案及び決定に男女が平等な構成員となるよう普及・啓発を行う。	①引き続き、性別に関係なく役割分担し、実行できるように啓発する。 ②ハラスメントについて周知を行う。 ⑨経営、その他方針の立案及び決定に男女が平等な構成員となるよう普及・啓発を行う。	①総務課 ②人権課 ⑨商工課	①総務課 ②人権課 ⑨産業課	①意識向上につながる内容の研修があれば速やかに周知した。独自での取り組みは特に行わなかった。 ②職員研修の一環として、あすばるフォーラムに参加した。 ⑨町内の製造業などの事業者へ、県等が主催するセミナーの案内や講師派遣案内、各種啓発冊子を送付し啓発を図った。	①組織内での意識啓発に積極的に取り組まなければならない。 ②あすばるフォーラムでは、男女共同参画に関する様々なテーマの分科会があり、関心を持ち参加できるため、意識向上が図れる。 ③概ね達成できた。
	企業等事業所における女性管理職登用の推進	○女性管理職登用について啓発を推進します。 ○積極的改善措置に関する情報提供を推進します。	②女性の意識改革の推進。 ⑨経営、その他方針の立案及び決定に男女が平等な構成員となるよう普及・啓発を行う。	②女性の意識改革を推進。 ⑨経営、その他方針の立案及び決定に男女が平等な構成員となるよう普及・啓発を行う。	②人権課 ⑨商工課	②人権課 ⑨産業課	②キャリアデザインセミナーなどセミナー開催の周知を行った。 ⑨町内の製造業などの事業者へ、県等が主催するセミナーの案内や講師派遣案内、各種啓発冊子を送付し啓発を図った。	②企業に対しては、現在のところ情報提供に留まっている。 ③概ね達成できた。

第2次築上町男女共同参画推進基本計画(実施計画)実施状況報告書

基本 本 本 方 目 針 標	事業内容等					令和元年度事業評価		
	施策の方向	具体的施策	基本計画に基づいた具体的事業		担当課		事業の取り組み状況	評価
			平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度		
基本目標 4 多くの分野で女性が輝ける社会の実現								
2. 女性の能力向上やチャレンジの支援								
	女性が希望する働き方を支援する相談体制・能力開発の充実	○女性の就業に関する情報提供を行います。 ○女性の再就職を支援します。 ○女性の能力向上とキャリアアップに向けた支援、相談の充実を図ります。	②セミナー等の周知を行う。 ⑨国・県の補助事業紹介。 ⑨起業セミナー等の情報提供を行う。	②ママライター養成講座を開催する。 ⑨国・県の補助事業等及び、起業セミナー等の情報提供を行う	②人権課 ⑨商工課	②人権課 ⑨産業課	②ママライター養成講座を開催し、9人の受講生が能力を向上し修了した。 ⑨第1期ママライター養成講座（第9回）に参加し、就労支援に関する説明を行った。また、創業支援セミナー開催をHPおよび広報で周知した。	②今後に繋げていきたい。 ⑨概ね達成できた。
	女性の起業支援及び起業促進	○起業支援に関する情報提供を行います。 ○起業を目指す女性の掘り起こしを行います。 ○女性の起業や企業経営に関して、男性の理解を促します。	⑨国・県の補助事業紹介。 ⑨起業セミナー等の情報提供を行う。	⑨国・県の補助事業等及び、起業セミナー等の情報提供を行う	⑨商工課	⑨産業課	⑨創業支援セミナー開催をHPおよび広報で周知した。	⑨概ね達成できた。

第2次築上町男女共同参画推進基本計画(実施計画)実施状況報告書

基本 本 方 目 針 標	事業内容等					令和元年度事業評価		
	施策の方向	具体的施策	基本計画に基づいた具体的事業		担当課		事業の取り組み状況	評価
			平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度		
基本目標 4 多くの分野で女性が輝ける社会の実現								
3. 男女がともにつくる活力ある地域								
	農林水産・ 商工等の自 営業における女性の経営参画の促進	○自営業等における女性の就労環境の是正について、普及・啓発を行います。 ○農業経営における女性の地位向上に向けた意識啓発を行います。 ○家族経営協定の普及・啓発を努めます。	⑨女性の就労環境の改善の啓発を行う。 ⑩認定農業者等における家族経営協定の普及・啓発。	⑨女性の就労環境の改善の啓発を行う。 ⑨認定農業者等における家族経営協定の普及・啓発	⑨商工課 ⑩産業課	⑨産業課	⑨町内の製造業などの事業者へ、県等が主催するセミナーの案内や講師派遣案内、各種啓発冊子を送付し啓発を図った。 また、認定農業者の面談時等に、家族経営協定についての理解を求め、普及・啓発を図った。	⑨概ね達成できた。
	地域振興における男女共同参画の促進	○男女共同参画による6次産業体制の確立を推進します。 ○女性の活躍による特産品の開発やPR活動を促進します。 ○地域おこしやまちづくりを進めるために、男女共同参画を推進します。 ○男女共同参画による伝統文化の継承を推進します。	⑤平成30年度は町内66自治会を対象とした、まちづくり交付金として当初予算に18,210千円計上している。（※平成30年度当初予算は暫定予算のため、6月補正で18,210千円追加計上予定） ⑤地域おこし協力隊員に対しては、任期後の情報提供等、フォローを継続していく。 ⑧文化財保存団体へ支援を行う。 ⑨女性の活躍による特産品の開発やPR活動を促進する。 ⑩福岡県農山漁村振興等総合対策事業費補助金（直売所を拠点とした地域の元気づくり事業）を活用し、6次産業化体制の構築と特産品開発及びPR活動を実施。	⑤平成31年度は町内66自治会を対象とした、まちづくり交付金として当初予算に36,420千円計上している。 ⑤地域おこし協力隊員に対しては、任期後の情報提供等、フォローを継続していく。 ⑧文化財保存団体へ支援を行う。 ⑨女性の活躍による新商品、特産品の開発やPR活動を促進する。 ⑨福岡県農山漁村等総合対策事業費補助金（直売所を拠点とした地域の元気づくり事業）を活用し、男女共同参画による6次産業化体制の構築と特産品開発及びPR活動を支援する。	⑤企画振興課 ⑥都市政策課 ⑧生涯学習課 ⑨商工課 ⑩産業課	⑤企画振興課 ⑧生涯学習課 ⑨産業課	⑤平成31年度は町内66自治会を対象とした、まちづくり交付金を36,384千円支出している。 ⑤退任した地域おこし協力隊員に対する、フォロー期間は終了しているが、町内在住者として情報提供等を継続していく。 ⑧文化財保存団体（国指定文化財7団体、県指定文化財1団体、町指定文化財3団体）へ補助金を交付し支援を行った。 ⑨男女が共に参画して取組んでいる特産品の開発に対して、加工場の整備等の支援を行った。また、直売所を拠点とした地域の元気づくり事業等の県補助事業を活用し、男女共同参画による6次産業化に対する支援、PR活動に対する支援を行った。	⑤町内各自治会に対して交付金ができたと思われる。 ⑤卒業した地域おこし協力隊に対しては、研修会等の情報提供を行うことで本人の活動への協力が行えたと思われる。 ⑧達成できた。 ⑨概ね達成できた。

第2次築上町男女共同参画推進基本計画(実施計画)実施状況報告書

基本 基本 本方 目 針 標	事業内容等						令和元年度事業評価	
	施策の方向	具体的施策	基本計画に基づいた具体的事業		担当課		事業の取り組み状況	評価
			平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度		
計画の実現に向けて								
1. 計画の推進体制の充実								
	計画の進行管理	○各担当課が実施計画の評価を行い、報告書を作成します。 ○計画の進捗状況を審議会へ報告を行い、計画の進捗状況の確認、評価を行います。 ○町の取組の進捗等を分かりやすくまとめ、その結果を公表します。 ○社会の状況や取組の進捗に合わせて、必要に応じて計画の見直しを行います。	②第2次築上町男女共同参画推進基本計画（実施計画）の平成30年度状況について、関係各課に事業照会を行い、審議会に意見を求め、町長に報告する。また、取組状況をHPで公表する。	②第2次築上町男女共同参画推進基本計画（実施計画）の平成30年度状況について、関係各課に事業照会を行い、審議会に意見を求め、町長に報告する。また、取組状況をHPで公表する。	②人権課	②人権課	②年度初めに関係各課に事業計画を提出してもらい、2月に事業の取り組み内容とその評価について、報告書を提出してもらった。審議会においての意見を町長に報告し、HPに掲載予定である。	②計画通り実施出来ている。
	町民、関係団体、事業者との連携	○町民一人ひとりが計画の推進に主体的に参画できるよう、積極的に情報を提供し、連携・協働を進めます。 ○関係団体との情報交換を図り、連携強化に取り組みます。 ○町内の事業活動に関し、男女共同参画の実現を目指し、積極的に情報を提供し、連携・協働を進めます。	②男女共同参画に関する情報（セミナー、講演会等々）を町民が得られるよう関係団体と連携を図る。	②男女共同参画に関する情報（セミナー、講演会等々）を町民が得られるよう関係団体と連携を図る。	②人権課	②人権課	②啓発コーナーに図書やチラシを設置し周知啓発を行い、図書の利用者も増加した。また、男女共同参画に関する講演会など築上町男女共同参画ネットの協力を得て周知を行った。	②様々な方法での周知啓発が必要である。
計画を実行するために								
2. 町職員一人ひとりの意識の醸成								
	意識変革に向けた職員研修の実施	○女性職員に対する能力向上のための研修機会を確保します ○ワーク・ライフ・バランスに関する意識変革を促す研修機会を確保します ○人事評価において、公平で適切な評価が行われるよう、管理職等を対象とした研修機会を確保します。	①研修計画に基づき管理職対象の研修を実施する。 ②男女共同参画に関する研修会等への参加を推進する。	②男女共同参画に関する研修会等への参加を推進する。	①総務課 ②人権課	①総務課 ②人権課	①ワーク・ライフ・バランスの意識改革のため、各所属長に所属職員の年休取得率を提示し、年休取得を促した。また、人事評価制度の研修を管理職に対し行った。 ②研修会の周知を行い、参加を推進した。また、参加した研修、セミナーでの内容を広報紙に掲載し、啓発を行った。	①ワーク・ライフ・バランスの意識改革を促す研修は実施できていないが、年休取得率を提示し、年休取得の低い部署については年休取得を促し、取得向上を図ることができた。 ②実施できた。
	特定事業主行動計画に基づく、勤務環境の整備	○男性職員に対する育児休業取得を促進するとともに、取得しやすい職場環境づくりに努めます。 ○育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰を支援します。 ○超過勤務を減らすため、事務処理の簡素合理化を推進します。	①該当者や所属長に取得促進の啓発を行う。 ①所属長にタイムカード出勤退勤時間を把握してもらう。併せてノー残業デーを引き続き推進し、意識改革を図る。 ①事務の見直しを行い効率化を推進する。		①総務課	①総務課	①庁内グループウェアに育児に関する休暇のQ&Aを掲載している。また、所属長を通じて年休取得推進を周知し、計画的に年休を取得できるよう組織の体制づくりを進めた。事務の効率化についてはRPA導入検討や働き方改革に関する研修に参加するなどして情報収集に努めた。	①啓発や推進に関する周知はできているが効果が表れているか検証が必要である。事務効率化に関する情報収集を今後、組織づくりに生かしていくことが重要である。